

基幹教員数（令和7年5月1日現在）

○大学設置基準 別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

学部	学科	基幹教員数															法令上必要な基幹教員数 教授数 (内数)	①②の 区分の 教員数 (内数)		
		教授			准教授			講師			助教			計						
		①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③				
産業技術学部	産業情報学科	9	0	2	11	0	0	2	0	0	4	0	0	26	0	2	14	(7)	(11)	
	総合デザイン学科	6	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	11	0	0	10	(5)	(8)	
保健科学部	保健学科	6	0	0	3	0	0	4	0	0	3	0	0	16	0	0	12※	(6)	(11)	
	情報システム学科	6	0	0	2	0	1	2	0	0	1	0	0	11	0	1	12※	(6)	(11)	
共生社会創成学部	共生社会創成学科	5	0	2	6	0	1	5	0	0	2	0	0	18	0	3	14	(7)	(11)	
大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	(4)	(6)	
合計		32	0	4	26	0	2	13	0	0	11	0	0	82	0	6	69	(35)	(58)	

①基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの

②基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（①に該当する者を除く。）

③基幹教員のうち、「大学設置基準」別表第1イ備考第2号の規定に基づき、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（①又は②に該当する者を除く。）

※大学設置基準別表第一備考第3項の規定により2割の範囲内で基幹教員以外の教員を置く場合の必要な基幹教員数